

第2章 基本事項

2.1 埼玉県と町の役割分担

小川町の構想の見直しは、埼玉県が示す方針・マニュアルに基づき取りまとめを行う。埼玉県と協議・調整を図りながら、作業を行い、パブリックコメント等による住民意見の把握・反映を行った上で最終的な取りまとめを行う。

埼玉県と町の役割分担について、表 2.1.1 のとおりである。

表 2.1.1 県と町の役割分担

埼玉県の役割	小川町の役割
<ul style="list-style-type: none">・ 現状課題の分析・ 見直し方針の設定・ 市町村生活排水処理基本計画等見直し作業マニュアルの作成・ 市町村との協議、調整（市町村が必要とした場合は、随時、協議・調整を行い、市町村計画策定の支援を行う）・ 埼玉県生活排水処理施設整備構想の策定・ 埼玉県生活排水処理施設整備構想の公表（HP 等活用）	<ul style="list-style-type: none">・ 市町村生活排水処理基本計画、整備計画（アクションプラン）等の見直し作業・ 県との協議、調整（必要とする場合）・ 住民意見の把握、反映（パブリックコメント等）・ 市町村生活排水処理基本計画、整備計画（アクションプラン）等の策定、公表・ 県への図書提出

2.2 検討項目

本計画の検討項目を表 2.2.1 に示す。併せて R7 県マニュアルとの対比を示す。

表 2.2.1 本計画の検討項目

本計画の検討項目	R7 県マニュアル
第3章 基礎調査 3.1 本町の概要 3.2 現行構想の把握 3.3 各種生活排水処理施設の関連計画の把握 3.4 各種生活排水処理施設整備の現状と見通しの把握 3.5 人口、家屋数、土地利用、水環境の現状と見通し 3.6 将来人口、家屋数、計画汚水量原単位の設定 3.7 流域界の把握	基礎調査
第4章 検討単位区域の設定 4.1 事業実施区域の設定と見直し対象区域 4.2 事業実施区域以外の検討単位区域の設定	検討単位区域の設定 処理区域の設定
第5章 検討単位区域における整備手法及び事業手法の検討 5.1 整備手法の検討 5.2 事業手法の検討	整備・運営管理手法の選定
第6章 生活排水処理基本計画等の策定 6.1 行政区域内全域における事業手法の検討 6.2 総合的判断に基づく事業手法の設定	整備・運営管理手法を定めた整備計画の策定
第7章 汚泥処理の基本方針 7.1 汚泥処理の現況 7.2 汚泥処理計画	
第8章 住民関与と進捗状況等の見える化 8.1 住民の意向の把握 8.2 進捗状況等の見える化 8.3 地域関する諸計画との整合	住民関与と進捗状況等の見える化

2.3 目標年度及び中間目標年度

今回の計画見直しにおける目標年度、中間目標年度及び現況基準年度は、R7 県マニュアルに準じ、表 2.3.1 のとおりとする。

表 2.3.1 目標年度及び中間目標年度

項目	本計画	前回計画※
目標年度	令和 23 年度	令和 7 年度
中間目標年度	令和 13、18 年度	設定しない
基準年度	令和 6 年度	平成 29 年度

※令和 2 年 12 月策定

2.4 見直し対象区域

2.4.1 基本的考え方

R7 県マニュアルにおける見直し対象区域の考え方は、以下のとおりである。見直し対象区域の概要図を図 2.4.1 に示す。

【見直し対象区域】

基準年度（令和 6 年度）において、次の条件に該当する区域。

- ① 下水道全体計画区域のうち、下水道事業計画に位置付けられていない区域。

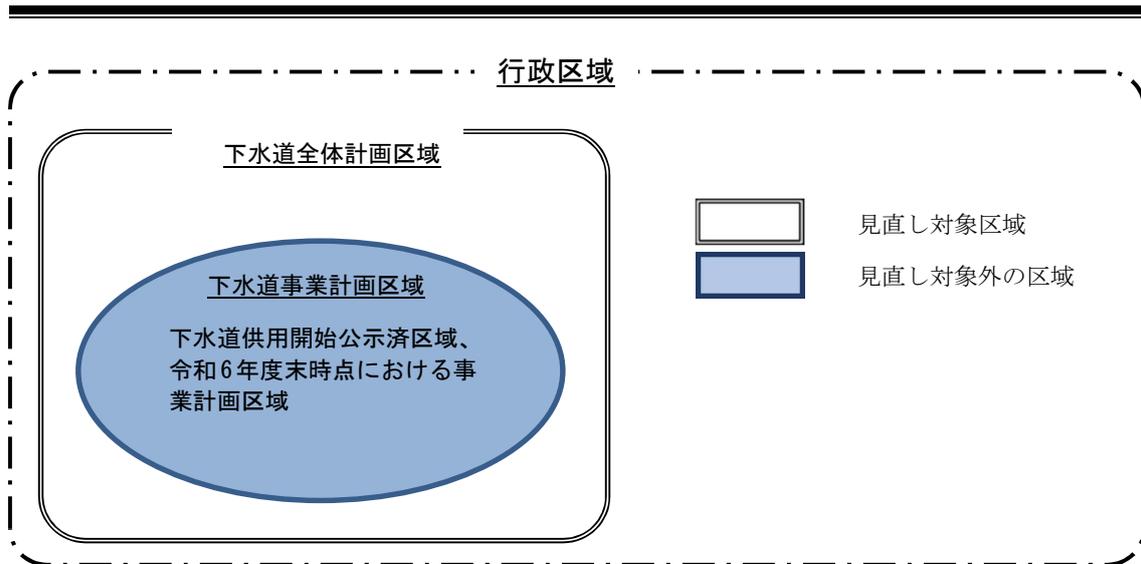


図 2.4.1 見直し対象区域の概念図

2.4.2 本計画における見直し対象区域

小川町における生活排水処理は、流域関連公共下水道事業と農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業で進められている。また、下水道計画区域外の市街化区域については、小川町公共浄化槽事業（市町村設置型）が進められている。

本構想の見直し対象区域は、近年の人口減少傾向や現在の整備状況および整備予定を考慮し下記区域を除いた区域とする。

- ①下水道事業計画区域のうち、令和23年度までに整備が完了する見込みの区域
- ②農業集落排水事業の整備済み区域
- ③前回計画における合併処理浄化槽の整備区域*

※近年の人口減少傾向により、前回計画の策定時よりさらに個別処理が有利となること、また区画整理等の予定がないことから、前回計画における合併処理浄化槽区域は集合処理区域にはならないと判断した。